

## 第24回定年力検定試験

### 模範解答と一部解説

問題番号	生活	税金・不動産	保険・年金	金融	相続
1	1	1	1	2	3
2	3	2	2	1	1
3	2	2	1	3	3
4	2	3	1	3	1
5	3	3	2	3	1
6	3	2	3	1	2
7	1	3	2	3	1
8	2	3	1	2	2
9	3	2	2	1	2
10	2	2	3	1	1
11	1	2	1	2	3
12	2	3	1	1	2
13	3	1	2	3	2
14	1	2	3	1	1
15	1	3	2	2	3
16	2	3	3	3	3
17	3	1	3	2	2
18	1	1	2	1	1
19	1	3	2	2	3
20	2	1	1	2	1

## <不正解が多かった問題の解説>

### 【税金・不動産】

問 18

不動産の取引において、土地とその上にある建物を譲渡した場合、消費税の課税対象とならないのは土地だけです。ただし、売主が個人の場合は、建物も消費税の非課税対象となります。テキスト 114 ページを参照してください。

### 【保険・年金】

問 12

医療機関や薬局の窓口で支払う自己負担額が一定金額を超えると、その超えた金額は高額療養費制度から還付されます。しかし、「限度額適用認定証」を事前に申請して取得している場合、それを提示すると、医療機関等の窓口では自己負担限度額の支払いとなります。テキスト p163 を参照してください。

### 【金融】

問 4

複利計算は、同じ期間、同じ利率のもとでの計算とする場合、1年複利よりも半年複利、半年複利よりも1ヵ月複利の方が、最終的に元利合計額が多くなります。テキスト p216 を参照してください。

### 【相続】

問 1

相続税の申告書は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

問 4

被相続人の法定相続人は、順当にいけば配偶者と子ども（長男、長女）で、法定相続分は、配偶者  $1/2$ 、子どもは残りの  $1/2$  を等分するはずでした。つまり、長男と長女の法定相続分は  $1/2 \times 1/2 = 1/4$  ずつとなる予定でした。しかし、長男は被相続人よりも先に亡くなってしまったので、長男が本来受け取る予定だった法定相続分は、孫 A と孫 B が等分して受け取ることとなります。つまり、それぞれが  $1/4 \times 1/2 = 1/8$  を受け取ることとなります。テキスト p289 を参照してください。

#### 問 10

平成 31 年（2019 年）1 月 13 日から、自筆証書遺言の方式が緩和され、パソコンで作成した財産目録や預金通帳のコピー、不動産の登記事項証明書などを別紙として添付することができるようになりました。ただし、偽造を防ぐために、財産目録の各ページに署名押印する必要があります。

本問は、相続税の改正に関するもので、時事問題として出題しました。

法務省のホームページ「自筆証書遺言に関するルールが変わります」の Q&A を参照してください。

URL : [http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00240.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00240.html)